

Smart Data Platform サービス利用規約 共通編【現改比較表】 2024年4月8日現在

～2024年5月7日

2024年5月8日～

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

4 SDPFサービス

次の各別冊に定めるSDPFを構成する電気通信役務等その他の機能等の総称

- (1) 別冊（データ利活用）
- (2) 別冊（クラウド/サーバー）
- (3) 別冊（ネットワーク）
- (4) 別冊（IoT）
- (5) 別冊（モニタリング/監査）
- (6) 別冊（サポート）
- [\(7\) 削除](#)
- [\(8\) 別冊（ソリューション）](#)

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

4 SDPFサービス

次の各別冊に定めるSDPFを構成する電気通信役務等その他の機能等の総称

- (1) 別冊（データ利活用）
- (2) 別冊（クラウド/サーバー）
- (3) 別冊（ネットワーク）
- (4) 別冊（IoT）
- (5) 別冊（モニタリング/監査）
- (6) 別冊（サポート）

[附則（令和6年4月4日 CNS1サ第000400005928-01号）](#)

[（実施期日）](#)

[1 この改正規定は、令和6年5月8日から実施します。](#)

[（経過措置）](#)

[2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。](#)

[3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。](#)